

第
八
十
九
回
特
別
參
考
書
（
別
冊
）
（
第
七
賠
償
調
係
）



昭和二十年十一月

第八十九回帝國議會（臨時議會）

用特別參考書（別冊）

（第七賠償調係）

大藏省外務局



(一) 對日賠償要求ニ關スル資料

(A) 賠償要求ニ關スル決定並ニ論議

(1) ツタム對日共同宣言

(イ) 日本ノ經濟ヲ支持シ且正當ナル現物賠償ニ應ジ得ル爲ノ

産業ハ之ヲ維持スルヲ許スモ再軍備ヲ可能ニスルガ如キ

産業ハ之ヲ許サズ。

(ロ) 右目的ノ爲ニスル原料ノ入手ハ之ヲ認ム。但シ原料ノ支

配ハ之ヲ許サズ。

(2) 多戰前ニ於ケル賠償要求方針ニ關スル論議

(イ) 米國大統領トルーマンノ見解

(a) 賠償ニ關スル公正且實行可能ナル決定ハ永續的ナル平

和ノ確保ト密接ナル關聯ヲ有ス。

(b) 日滿兩國ノ再武裝ニ對スル絶對的保障コソ賠償問題ノ

満足ナル解決ノ爲ノ第一條件ナリ。

(註) 以上ハ反樞軸賠償委員會任務ニ關スル聲明書

(四) 太平洋調査會會議決定

- (a) 日本ノ軍事的侵略行為ニ依リ被害ヲ受ケタル諸國ハ日本ニ對シテ如何ナル考慮ガ拂ハレタル場合ニ於テモ之ニ先立チ各國自身ノ復興經濟生活ノ修復ノ爲優先的援助ヲ受受クルヲ要ス。
- (b) 日本ニ對スル賠償ハ如何ニ多額ヲ以テシテモ其ノ征服地域ノ荒廢狀態ヲ償ヒ得ザルヲ以テ損害ニ對スル賠償トシテヨリモ寧ロ太平洋流域ニ於ケル安全保障制度ヲ強化スル手段トシテ考フベキモノトス。
- (c) 日本如何ニ取扱フカ 恒久而和ノ確立途上ニ於テ最モ大キキ試練ノ一ツナリ
- (d) ポーランド大使ガ立案シ 植林會議ニ於テ擬擇サレタ獨逸賠償取立計畫ハ獨逸ガ再ビ戰爭ヲ仕掛ケル一切ノ手ヲ封ジ以テ獨逸ニ對スル完全ナ勝利ヲ達成スル大道ヲ拓キシモノナリ。
- 今回ポーランド大使ノ手ニヨツテ立案サレル日本賠償計畫モ全ク同様ノ目標ヲ持ツモノニシテ、永久ニ日本ノ侵略ヲ封ヅルヲナリ。

(1) フライシヤノ見解 (七月十七日ライフ紙)

日本ヨリ領土ヲ奪ヒ重工業ヲ剝奪スルモノトセバ賠償金ノ現金支拂ハ不可能トナルベキヲ以テ公共事業、在外事業ノ沒收及東亞地域復興勞務ノ徵用ヲ爲スベシ。

(2) 米國輿論ノ動向 (デンヴァ大學輿論研究所發表)

(a) 現金賠償ヲ支持スルモノ 四分ノ以下

(b) 現物賠償ヲ支持スルモノ 半分以上

(c) 現物及金物以外ノモノヲ要求又ハ程度ニ定メモノ (残り全部)

(3) 米國ニ於ケル見解 (フアイナンシアル・タイムズ)

(a) 賠償問題ハ支拂ノトランスファノミナラズ其ノ受入レニ關シ困難ナル問題ヲ含ム

(b) 賠償問題ニ關スル第一次大戰ノ誤謬ヲ繰返スヲ欲セズ。

(4) 終 戦 後ニ於ケル米國側論調

(1) 米國賠償委員長ポーリー大吏ノ對日賠償政策 (十一月十五日東京ニ於ケル新聞記者團會見ニ於ケル聲明書)

(A) 賠償ニ關スル米國政府ノコレマデノ方針

(A) 賠償取立ハ獨逸ノ場合ト同様ニスル。即チ日本經濟ノ甚低限度ヲ維持スルニ必要デナイ凡テノモノチ日本ヨリ取除ケ。

(B) 右ニ述ベタ最低限度トハ日本ガ侵略セザル諸國ノ生活水準ヨリ高クナイコトヲ意味スル。

(C) 特ニ軍需生産ニ使用サレル機械及器具ハ之ヲ凡テ除去シ或ハ破壊ス。

(D) 除去セル機械器具ガ賠償受納ノ權利アル諸國ニ改テ使用シ得ガアレバ之等ノ諸國ヘ與ヘルベシ。

(E) 日本軍隊ニヨリ破壊セラレタ諸學校施設ニ對シテハ現ニ日本軍隊ノ所有シテアル器具中非軍事的ナモノヲ與ヘルベシ。

(F) 賠償政策ハ昔酷デハアルガ公正ナモノトナルベシ。米國ハ一九四一年十二月七日ノ眞珠灣ヲ忘レルコトハ出來ヌ。

(G) 賠償取立ノ對象トナリ得ルモノニツキテハ賠償ソノモノニ先立チニツノ方法デ先ツ之ヲ賦課スル。

(H) 占領費

「備考」

(II) 日本が必須ノ輸入ヲ行フニ當リ其ノ代金トシテ必要ナ
總額ニ相當スル通常輸出ヲ先ヅ日本ニ賦課スル。必
須ノ輸入トハ日本國民ノ生活維持ニ必要ナリト聯合
國總司令部ガ認メタ輸入ナリ。

(1) 米國及聯合國ノ賠償取立政策ノ本來ノ目的ハ日本ノ
生活カラ軍國主義ノ凡ユル形跡ヲ根絶スルニアル。

(2) 米國ハ賠償政策ノ此ノ根本目的ヲアクマデモ追及ス
ルモノデアリ、占領ガ今後曩クニツレ一月毎ニ日本

ガ平和的ナ民主主義的ナ原則ト政策トヲ金價的ニ發
達サセルコトヲ期待ス。

(3) 賠償政策ハ結局平和ト民主主義トガ日本人民ヲ軍國
主義者ノ下デハ嘗ツテ經驗セザリシ程滿チ足リタ生
活へ導クコトニ役立つト言フ事實チ日本人ニ悟ラス
ベシ。

(c) 米國ハ賠償ノ分前トシテハ日本ノ中古機械ヲ纏メテ受取
リタイトハ思ハマ米國ハ賠償ノ分前トシテ日本ノ有スル在

(a) 外資債ヲ受取リタイト思フ。

之等ノ賠償ハ米國ニ對スル財政的償ヒノ一小部分デアルガ
然モ今次戰爭ニ部分的ニ責任アリト認メテハ財力ノ隆盛ニ
役立ツベシ。

(b) 現在米國以外ノ聯合國ノ意圖ヲ語ルコトハ出來メガ之迄外
口ヲ協議セル印象ヨリ言ヘバ其ノ原則トスル所ハ米國ニ萬ジ
ナリ。

即ニ日本産業ヨリ戰爭シ得ル力ヲ取除キ軍國主義ヲ根絶ス
ルコトナリ。

(c) 蘇聯ガ此ノ問題ニ興味ヲ有スルコトハ確カデアリ、モシ賠
償ガ此ノ目的達成ノ手段デアルトセバ蘇聯ハ賠償ノ目的ニ
興味ヲ持ツコトナリ。蘇聯ハ巨額ノ賠償ヲ要求スルトハ
思ハナイ。蓋シ蘇聯ノ受ケル損害モ賦資モ努力モ米國及聯
合國ノ或モノニ比肩シ得ザルベシ。米國ガ日本ノ軍國主義
根絶ヲ原則トシテキル如ク蘇聯モ其處ニ眞ノ興味ヲ持ツモ
ノト信ズル。

(四) マツカイサ！元帥發表

(a) 戰爭ノ代償ヲ拂ヘベキ者ハ日本人自身ニシテ米國ノ納稅者
ニアラズ。

(b) 軍需産業ノ撲滅ヲ期スル爲ニハ重工業ヲ管理セザルベカラズ。
(註) (a) (b)ハ九月十二日新聞記者團トシテ會見談。

(0) 日本ヨリノ賠償取立ハ特ニ日本ガ再ビ戰爭ヲシカケナイ
ヤウニスルモトヲ目的トシタチノナリ。(十一月十日)

(1) 賠償スヘキ損害ノ範圍
特別ニ規定セズ

(2) 損害ノ範圍ニ關スル諸論

出先日本軍當局及南京政府ノ發行ニ係ル巨額ノ紙幣ノ清算ニ
依リ生ズベキ巨額ノ負擔ハ日本ノ引受クベキナリ。(重
慶財政部長言)

(7) 賠償形態

(1) ポツダム對日宣言ハ現物賠償ノ原則ヲ規定ス。

(2) 賠償形態ニ關スル米盟論調

(イ) 日本賠償ハ現金ニ依ラズ物資ヲ以テ支拂ハシム。(財務省)
(ロ) 物ニ依ル賠償ハ之ヲ有利トシテ希望スル國ニハ認容スベシ。
但シ其ノ場合敵國トシテノ責任ヲ減少セシメ又ハ他ノ賠償
能力ヲ減少セシムベカラズ。(全米外國貿易評議會)

(D) 賠償物件ニ關スル各國論調

(1) 終戰前ニ於ケル米國ノ對日論調

(イ) 工業施設ノ引渡 (財務省)

(ロ) 織維工業機械ノ對日引渡 (國務次官補クレイトン)

(ハ) 官民有在外資産ノ當該政府引渡 (ヤーネル)

(ニ) 公共事業ノ沒收 (フライシヤ)

(ホ) 朝鮮、滿洲、臺灣ニ於ケル企業沒收 (フライシヤ)

(ヘ) 戰災地復興ノ爲メ勞働力ノ徵用 (ヤーネル。フライシヤ)

(ト) 特許權ノ舊所有者ニ返還セズ (米國資産管理官ジエームス・

マーガム)

(2) 米國民ノ在敵國資産及聯合國内所在敵産ノ取扱ニ關スル米外

國貿易評議會ノ提案

(3)

(a) 聯合國民ガ受益權者タル財產權（聯合國國民ノ所有スル會社株式ヲ含ム）ハ其ノ所在地ノ何處タルヲ問ハズ賠償トシテ使用スベカラズ。

(b) 聯合國民ガ受益權者タル財產權及利權ハ可能的速カニ所有者ニ回復セシムベク、其ノ爲各國民ヲシテ他國ノ占領下ニ在ル地域内所在ノ自己ノ財產ニ自由且平等ニ近ブクヲ得シムベシ。

(c) 聯合國内所在ノ敵産ハ該所在國ノ使用ニ供セラルベク英國ノブール中ニ包含セラルベカラズ。

終 後ニ於ケル米國側論調

(a) 聯合國賠償委員會米國委員エドウイン。ポトレーノ言明日本ノ保有金ハ賠償ノ一部トシテ押收サルベシ（一九一九桑港電）

(註) ポトレーノ推測ニ依レバ日本ノ保有金ハ三億弗乃至二十億弗ナリ。

(b) 皇室財産モ賠償ノ對象トス。

(4) 戰後ニ於ケル支那制論調

(1) 重慶財政部長翁文灏、言明ヘテ、八月三十日着電

十日着電

(a) 日本へ賠償ノ一部トシテ金、銀及外國通貨ト共ニ原料及其、他ノ貨物ヲ支那ニ引渡リザルベカラズ。之ハ支那ノ經濟的金融的復興ニ容與スル所多クナルベシ。

(b) 日本ハ出先軍當局及南京政權ノ發行ニ係ル巨額ノ紙幣、清算ニ依リ生ズベキ巨額ノ負擔ノ大部分ヲ引受クベキトハ勿論ナリ。

(c) 支那政府ハ當然新ル紙幣ヲ承認セサルベク又其ノガ租稅、支拂ニ用ヒラルルヲ許容セザルベシ。

(d) 之等ノ紙幣ヲ受領セル被占領地域ノ多數ノ支那人ハ多大ノ損失ヲ蒙ルベシ。之等損失ハ南京政權及其、他ノ日本側協力者達ガ蓄積セル戰時利得ニ依リ補償サルベシ。

(四) 重慶外交部長三木、聲明(九月二十一日五ヶ國外相會議ニ出席當時、モノ)

一
二

支那ハ支那及滿洲ニ在ル日本側産業施設ノ沒收ニ依リ日本ヨリ賠償ヲ受クベシ。

(註) 重慶十月四日發電ニ依レバ、上海ニ在ル四十二ノ日本紡績工場ハ今後之ヲ支那側ニ於テ接收スルコトトナレリ。此ノ中八工場ハ戰災ヲ蒙リタルヲ他ノ三十四工場ハ破壊ヲ免レタリ。

支那政府ヲ代表スル調達委員會長ニシテ且上海ノ商事及貯蓄銀行頭取タル要人某氏ノ聲明。

(a) 日本ニ殘存スル紡績ノ半數ニ相當スル約六千鍾ハ之ヲ支那ニ返還スベキモノナリ。

(b) 併シ乍ラ支那ノ生活水準ヲ米國ト同程度ニ迄高上セシムル爲ニハ之ヲ米國ノ輸出ニ待タザルベカラズ。然ル米國ハ國內産業ニ忙殺サレ居ルヲ以テ事實上不可能

(c) 兩三年中ニハ米國ハ支那ニ對シ機械業施設ヲ提供シ得ルヲト信ゼラルルヲ、日下ノ支那ハ此ノ種設備ヲ緊

急ぎ必要トナシ居ルヲ以テ日本ヨリ賠償トシテ之ヲ要求スル意圖ナリ。

(二) 支那國駐最高會議ノ某秘書ノ聲明 (十月二十六日)

(a) 日英今後十五ケ年間、年五十噸ノ金ヲ生産シ聯合國ニ引渡スベシ。又日本ノ國立及私立銀行ノ準備金、外國爲替及支那ヨリ掠奪セル銀ヲ返還スベシ。

(b) 日本ニ於ケル鑛山施設ノ總テヲ聯合國ニ引渡シ、今後十五ケ年間銅、鉛、亞鉛、アルミニウム、其他ノ良好ナル状態ニ在ル總テノ工業ヲ直ニ聯合國ヘ引渡スベシ。

(a) 今後十五ケ年間日本ノ石炭産額ノ八十パーセントヲ聯合國ニ引渡スベシ。

(o) 百噸以上ノ積載力アル全船舶、大型機帆船、火燃機關ヲ有スル漁船、艦詰工船及通信施設ノ總テヲ引渡スベシ。

(丙) 日本へ木材ヲ増産シ、其ノ五十パーセントヲ引渡スベシ。

(2) 二十万人ヨリ成ル日本人奉仕隊ヲ作リ日本ニ依リ被害ヲ受ケシ諸國ノ復興作業ニ從事ゼシムベシ。

(丁) 日本ヨリ賠償ヲ受クベキ諸國中支那ハ最優先國タルベシ。蓋シ戰爭ノ期間及被害ノ程度最大ニシテ且工業

的ニ最後進國ナルガ故ナリ。

(註) 支那人ノ技術的能力不足ノ爲今後相當長期間ニ巨リシ數ノ日本熟練工ヲ支那各地ニ殘留セシメ

度キ意向ナリ。然シ日本ノ熟練工ニハ二次的地

位ヲ與ヘルノミ。(桑港九月十八日電)

(附) 何應欽談話 (十月一日)

日本抑留者ノ裝身具、メダル等ハ之ヲ沒收シ賠償ニ宛テ豫定ナリ。

賠償期間

ボイレールハ賠償期間ハ短期間ナルコトヲ主張ス。

三 對獨賠償要求ニ關スル資料

(一) 賠償要求ニ關スル決定並ニ論議

(A) 賠償要求ニ關スル原則

(1) クリミヤ會議公表文

(イ) 「我等ハ：：：：獨逸人ニ依リ行ハレタル破壊ニ對シ實物

賠償ヲ強要：：：：スル決心ナリ。」

(ロ) 「我等ハ本戰爭ニ於テ獨逸國ガ同盟國ニ對シ與ヘタル損害

ノ問題ヲ審議シ獨逸國ニ能フ限り右損害ニ對シテ實物ヲ以

テ賠償スベキモノナルコトヲ正當ナリト認メタリ。」

(2) ボツダム(對獨)宣言

クリミヤ會議ノ決定ヲ承認ス。

(3) 米國財務長官ヘンリゲンソノ發表

米國ノ第一目的ハ獨逸ガ將來ノ戰爭準備ノ爲ニ工業機構ヲ再

建シ得ザル如ク賠償制度ヲ利用スルニ在リ。金錢又ハ物資ニ

依ル賠償ハ第二次的ニ考慮セララルベキ問題ナリ。

(4) 聯合國賠償委員會米國代表ボイレノ對獨賠償ニ關スル發表

六月十日新聞記者會見

(イ) 米國ハ前大戦ノ賠償 問題處理ノ失敗ヲ繰返スヲ欲セズ。

(ロ) 軍需ニ轉用シ得ル 獨逸重工業ヲ押收スルコトガ一時的 間

題ニシテ前大戦ノ如ク賠償金ノ支拂ノ爲ニ獨逸重工業及
工作機械工業ノ再建ヲ援助セントスルモノニ非ズ。

(5) カルヴィン・フリーバー教授ノ所論

(イ) カルヴィン・フリーバーハ聯合國管理委員會ニ提出セル報

告書ニ於テ左ノ如ク論ズ。

(ロ) ボツダム宣言ノ一般條項ニ依リ許容セラレタル獨逸ノ

最低生活水準即歐洲ノ平均生活水準ヲ維持スル爲ニハ

獨逸ハ食糧及原料ヲ輸入シ工業生産品ヲ輸出スルヲ要

スベク且其ノ輸出品目ハ戰前ト同種類ノモノ即チ鋼鐵

化學製品ナラザルベカラズ。

(ハ) 依リテ獨逸ノ鋼鐵生産額ハ年産六百八十萬屯トシ漸次

一千萬屯ニ高ムベシ。

(註)

(一) 英國ハ一千萬屯ソ斷ハ三百萬屯ヲ主張ス。

(二) 獨逸ノ鋼鐵生産額ハ一九三二年五百六十萬屯ニシ

テ戰時中ニ於ケル最高記録ハ二千四百萬屯ナリ。

(三) 年産一千萬屯ノ生産ニハ兩獨逸ニ在ル現有生産能

力ヲ總動員シ且破壊セラレタル工場ノ一部ヲ復舊

セシムル要アリ。

(四) 聯合國賠償委員會米國代表ポーレーハ獨逸ノ鋼鐵

一千萬屯生産計畫ハ「笑フベキ妄想」ナリト否定

セリ。

(五) アイゼンハウアー本報告書ヲ非公式ナルモノトシ

否定的言明ヲナセリ。

(ロ) 本報告書ノソ聯ニ對スル反響

(a) 本報告書ニ於テ獨逸國民ノ福祉ガ第一ニ考慮セラレ賠償

ガ第二トセラレ居ルハ不可解ナリ。

(b) 米國資本家層ガ本報告書ノ作成ニ參畫シ居ル點ヲ注視シ

右ハ米國資本家層ガ獨逸ヲ再建シ共產主義露西亞ニ對ス

ル防壁タラシメント企圖シ居ルニ非ズヤトノ疑惑ヲ深メ

居レリ。

(6) ウイリアム・エム・マルマー代表トスル米國議會ノ

歐洲視察團ガ再建獨逸ヲシテ米國世界貿易ノ一環タラ

シムベントノ提案ヲ爲セルハ右ノソ聯ノ疑惑ヲ更ニ深

メタリ。

(6) 倫敦ニ於ケル見解(フアイナンシャル・タイムズ)

(1) 賠償問題ハ支拂ノトランスファノミナラズ其ノ受入レニ

關シ困難ナル問題ヲ含ム。

(2) 賠償問題ニ關スル第一次大戰ノ誤謬ヲ繰返スヲ欲セズ。

(3) 賠償ノ原則ハ獨逸ニ依リ占領セラレタル諸國ノ損害ヲ補

償セシメ、獨逸ガ生産及貿易ニ於テ他國ヲ凌駕スルヲ防

止シ、且隣接諸國ニ對シ人口上ノ優位ヲ有スルニ至ラザ

ラシムニ在リ。

(7) タイムズ紙ノ觀測

獨逸賠償方針ヲ決定スル事情ニ關シ米英ソ三國間ニハ左ノ

如キ相違アリ。

(1) 米國ハ復興ヲ必要トスル地域ヲ有セズ其ノ主要ナル戰後

問題ハ巨額ノ輸出貿易ニ依リ雇傭ヲ確保シ就業労働者數

増加スルニ在リ

(四) ソ聯ハ歐陸地域ノ殆ンド半分ヲ復興スル要アリ、人的資

源ノ喪失亦三大國中最大ナルモ其ノ經濟組織ハ戦後ノ不

況及失業ニ依リ影響ヲ受クルコトナシ。

(五) 英國ハ多大ノ損害ヲ蒙リ輸出貿易ノ大擴張ニ依テ國際收

支ノ確立ヲ圖ル要アリ。

(B) マンチエスター・ガーチアンノ論評

(イ) ポツダム宣言ニ依リ獨逸ガ保有ヲ許サルベキ産業ノ量ハ

歐洲大戰諸國ノ平均生活水準ヲ超エザル生活水準ニ依リ

測定セララルベシ。

(ロ) ポツダム宣言ヨリ生ズベキ結果ハ産業及地域ニ依リ一様

ナラザルニ非公式報道ノ言ノ如ク一九三〇―三三年ノ不

況時代ノ夫ト同様ナル年一千万屯ノ鋼鐵生産ガ許サル、

程度ナリトセバ右ハ建築及平和的機械工業用トシテ充分

ナルベシ。

(ニ) 平和産業ト危険ナル産業トヲ明確ニ區別スルハ困難ナル

モ直接的軍需産業ハ一掃セラルベシ。航空機及船舶ノ建造ハ許サルベキモ金屬、化學、機械工業ハ制限セラルベシ。

(一) 歐洲全体ヲシテ永年平和ヲ享受セシメントセバ獨逸ニ對シ生存ヲ維持スルニ足ルモノヲ殘シ與ヘザルベカラズ即チ獨逸ニ殘サレタル全領域ノ商業、金融ヲ組織化シ必需輸入物資代金支拂ノ爲ノ輸出超過額ヲ生ゼシムル能力ヲ與ヘザルベカラズ。西部獨逸ノ撤去資本施設配分ノ代價トシテ五年間若干ノ食糧、燃料原料ヲ東部歐洲ヨリ輸入スルヲ要ス。

(9) スターリンノ主張 (クリミア會議)

獨逸ハ其ノ生産力ノ半分ヲ聯合國ニ提供シ殘餘ノ半分ヲ以テ消費財ヲ生産スベシ。

(10) ヴアルガノ主張 (一九四三、八、三一)

(1) 獨逸國民ノ生活水準ヲ低下セシムルモ賠償充當金ヲ調達スベシ。

(2) 右ニ依リ賠償シ得ベキ額ヲ超過スル部分ハ現物及勞力ニ依リ補填スベシ。

(1) 賠償スベキ損害ノ範圍

獨逸國ガ同盟國ニ對シ與ヘル損害
備考一損害ノ範圍又ハ項目ニ關スル諸論

(四) 米國タウンセンドノ算定項目

(五) 家屋、工場、鐵道、船舶等

(六) 機械、藝術品、家財、家畜等

(四) 聯合國ノ對獨逸

(四) 聯合國賠償委員會代表ポレーノ要求

現在獨逸ニ於テ米國ノ負擔シツツアル七百萬人(自國軍

隊、俘虜及外國人勞働者等)ニ對スル給與チ賠償ノ一部

ニ加フベシ。

(五) 歐洲ニ於ケル論調(島本書記官報告)

(イ) 徵發及收奪物資、設備

(ロ) 戰國及撤退ノ際ニ於ケル破壊

(ハ) 聯合國側ノ戰費

(9) 賠償形態

(二) 人的損害

(ホ) 獨逸財政ニ對スル舊占領地ヨリノ公納金

(ヘ) 軍票發行額

(ト) 中央銀行ヨリノ借入金

(ニ) 清算協定尻

(リ) 外國勞働者賃金未拂額

(1) クリミヤ會ニ公表スルハ實物賠償ノ原則ヲ規定ス。

(2) ボツダム(獨逸)宣言ハクリミヤ會議決定ノ原則ニ基キ徵收

スベキ實物ヲ規定ス。

(備考) 賠償形態ニ關スル各國論調

(1) 米國ニ於ケル論調

(イ) 獨逸ノ工業ハ完全ニ抹殺スベキヲ以テ賠償ニハ勞働力

及現物ヲ提供セシム。(ポーランド)

(ロ) 賠償額ノ半額ハ收奪物資及設備ノ返還、獨逸勞働者ノ

強制勞働ヲ以テ賠償セシム半額ヲ年賦ヲ以テ獨逸生産

品ニ依リ現物賠償セシムベシ。(タウンゼンド)

(ア) 物ニ依ル賠償ハ之ヲ有利トシテ希望スル國ニハ認容スベシ。但シ其ノ場合敵國トシテノ責任ヲ減少セシム。又ハ他ノ賠償能力ヲ減少セシムベカラズ。(全米外國貿易評議會)

(2) 英國ニ於ケル論調(フアイナンシャル・タイムズ)

(イ) 賠償方法トシテ考慮セララルル形態左ノ如シ。

(1) 現金拂

(2) 現物 即チ原料、製品及資材

(3) 包括的ナル産業施設

(4) 勞働

(5) 以上各號ノ組合セ

(ロ) 現金拂ニ付テハ過去ノ經驗ニ鑑ミ反對多シ。

(ハ) 現物拂ハヨリ健全ナレドモ之ニ依リ獨逸ノ國際的競争力ヲ強化スベカラズ。

(ニ) 産業施設ノ移設ハ獨逸ノ賠償能力ヲ回復セシムベシ。

二二

(3)

(イ) タイムズ紙所論
現物賠償ハ種々ナル方法ヲ以テ行ヒ得ベシ。

即チ

(一) 戰勝國ノ生産能力ヲ増大セシムル工業ノ引渡

(二) 獨逸ノ工業力ヲ復興シテ聯合國ノ使用ニ供ス。

(ロ) 實行セラルル方法ハ強制労働ト物資引渡ノ結合ナルベシ。

(ハ) 但シ戰勝國ノ自由ナル労働ト獨逸ノ強制労働トノ競合ヲ

回避スル要アリ。

(ニ) 獨逸ノ現物賠償ハ戰禍ニ荒廢セル歐洲大陸ノ工業生産力

増大ニ重大ナル寄與ヲ爲スベシ。

(4) ソ聯ニ於ケル論議

(イ) 賠償ハ如何ニ莫大ナリトモ現物及労働ノ提供ニ依リ支拂

フベシ。(戰争ト労働階級)

(ロ) 賠償支拂ノ實行ハ工場移駐、復興資材及勞力ノ供給ニ依

リ行フベシ。(ヴァルガ)

(ハ) 勞力ノ提供ハ失業問題ヲ考慮シテ實行セラルベシ。(ヴァ

アルガ)

(1) 賠償ニ於ケル實物賠償形態ノ長短ニ關スル論調 (對本書用宜電)

(イ) 實物賠償ハ受領物資ヲ指定シ得ル利益アリ。之ニ依リ受領國産業トノ競争ヲ惹起セザル物資ヲ指定シ得ベシ。

(ロ) 然レドモ長期ニ互リ行フトキハ受領國生産力増大スルニ伴ヒ結局競争ヲ惹起シ又戰爭感傷を起ト共ニ實行不可能トナシ可能性アリ。

(ハ) 勞働力ニ依ル支拂ハ受領國ニ於ケル失業問題ヲ伴フベシ。

(ニ) 現物賠償ヲ可能ナラシムルガ爲ニハ獨逸産業ヲ維持スルヲ要シ獨逸ノ軍需産業的基礎ヲ破壊セントノ希望ニ反スルノメナラズ逆ニ戰後管分ハ恢復資材ノ供給ヲ必要トスベシ。

(D) 賠償總額及其ノ配分

(a) ボツダム (對獨) 宣言ニ依ル賠償要求配當

(イ) ソ聯邦

(ロ) ソ聯邦占領獨逸領域ヨリノ物資撤去

(b) 西部地域ヨリノ追加賠償

(1) 獨逸平時經濟ニ必要ナル使用可能ナル完全ナル工

業資本施設ノ一五% (但シ同價値ノ食糧、石炭、米

タシユ、亞鉛、木材、粘土製品、石油製品等ヲ代價

トシテ提供ス)

(2) 獨逸平時經濟ニ不必要ナル工業資本設備ノ一〇%

(c) 勃牙利、芬蘭、洪牙利、羅馬尼、埃太利所在ノ獨逸在

外資産沒收

(d) 獨逸

ソ聯邦配當分ヨリ分與ス。

(e) 米國、英國其他

(1) 西部占領地域ヨリノ物資撤去

(2) 勃、芬、洪、羅、埃以外ノ各國ニ在ル獨逸在外資産ノ

沒收

(3) 獨逸國內ニ於テ聯合軍ノ占領セル金

(註1) ロイター電ニ依レバクリミア會談ニ於テ左ノ如ク

決定セリ。

(a) 總額

二百億

聯

五六%

英米

二二%

(*) 他ノ諸國ニ對スル割當ニ關シテハ米英ソ三國ノ配分

額ニ手心ヲ加フルコトヲ約シタリト傳ヘラル。

(註2) ロイター電ニ依レバ子エツコ國立銀行ハ二兆八

十億クローネノ賠償要求ヲ管理委員會ニ提出セリ。

(備考) 賠償額ニ關スル各國算定額

(1) 米國ニ於ケル算定 (タワンセンドノ算定)

家屋、工場、鐵道、船舶等ノ破壊 二八三億磅

機械、藝術品、家財、家畜等ノ收奪 二五〇

聯合國ノ對獨戰費 七三七

計 一、二七〇

内對ソ賠償 五八〇

(四六%)

(四) 賠償物件

(1) ポツダム (對獨) 宣言

(4) 賠償ニ於ケル獨逸ノ本邦經濟ニ必要ナラザル生産力ハ聯合
國賠償委員會ガ指示ニ且關係各國政府ノ承認ヲ受ケル賠償
償付書ニ準據シテ撤去セラルベシ。撤去セラレザル場合ニ
ハ破壊セラルベシ。

(2) 英國ニ於ケル盟約 (エゴノミスト)

米英ソ三國ノ意向ハ放棄物資ノ返還ヲ除キ二十年間
毎年一〇億磅程度ナルベシト報ゼリ。(二百億磅)

(3) ソ聯ニ於ケル償定

(イ) スターリンハクリミア會談ニ於テ總額五〇億磅

(内ソ聯割當五〇%)ヲ要求セリト報ゼラル。

(同額六二五)

(ウ) アルガノ算定額

ソ聯ノ要求額

八、〇〇〇乃至一〇、〇〇〇億磅

(一、二〇〇乃至一、五〇〇億磅)

(1) 聯合國ノ賠償要求ハ獨逸領内ニリノ物資撤去並ニ獨逸在外
資産ノ没収ニ依リ之ヲ賄フ。

(備考) 賠償物件ニ關スル各選前議
(2) 米國及ノ在敵國資産及聯合國內所在敵産ノ取扱ニ關ス
ル全米外國貿易評議會ノ提案

(3) 聯合國々民ガ受益權者タル財産權(聯合國々民ノ所
有スル會社株式等合ム)ハ其ノ所ニ地ノ可處タルニ
拘ハズ賠償トシテ使用スベカラズ。

(4) 聯合國民ガ受益權者タル財産權及利權ハ可能的速カ
ニ所有者ニ回復セシムベク、其ノ爲各國民チシテ他
國ノ占領下ニ在ル地域内所在ノ自己ノ財産ニ自由且
平等ニ近ツクヲ得シムベシ。

(5) 聯合國內所在ノ敵産ハ該所在國ノ使用ニ供セラルベ
ク英國ノプール中ニ包含セラルベカラズ。

(6) 米國ノ獨逸工業處理ニ關スル方等(獨逸工業管理代表
ホツグランド)

(7) 國內ノ最低需要ヲ充スニ十分ナル化學工業及同附屬
工業ノ生産設備ノ存続ハ之ヲ許可ス。

(8) 國內ノ最低需要ヲ充スニ十分ナル化學工業及同附屬
工業ノ生産設備ノ存続ハ之ヲ許可ス。

(9) 國內ノ最低需要ヲ充スニ十分ナル化學工業及同附屬
工業ノ生産設備ノ存続ハ之ヲ許可ス。

- (四) 鐵鋼生産ハ戰前ノ半分ニ削減セラレ且其ノ内ヨリ賠償トシテ相當量ヲ聯合國ニ提供スルコトナルベシ。
 - (ハ) 金屬製品、電氣材料、輸送手段等ノ獨逸國內資産モ著シク減少セシメラレ其ノ生産設備ノ大部分ハ之ヲ獨逸以外ノ國ニ移轉ス。
 - (ニ) 二屯以上ノ重畳工作機械、發電配電設備、大型自動車、大型鐵道車輛等ノ生産工場ハ凡テ之ヲ賠償支拂トシテ獨逸以外ノ國ニ移轉ス。
 - (カ) 各種合成製品ニ必要ナル高能電壓ノ機械設備モ凡テ賠償支拂ノ對象トシテ獨逸以外ノ國ニ移サルベシ。
 - (B) 米用獨逸占領軍當局ノイ。ゲ。染料處分ニ關スル言明
- (イ) 處分要綱
- (a) 一部工場設備及機械ハ賠償支拂ノ一部トシテ聯合國ニ引渡サルル豫定ナリ。
 - (b) 聯合國側ニトリテ役ニ立タザル殘存工場設備ハ破壞セラルベシ。

(1) 一部ノ殘存工場ハ各別箇ノ獨立セル工場トシテ活用セラルベシ。

(2) 斯クテイー。デー染料ハ完全ニ清算セラルルコトトナレルモ其ノ舊經營者ニ付テハ聯合國側ニ於テ嚴重ナル整理ヲ行ヒツツアリト傳ヘラル。

(4) 戰利品ノ取扱ニ關スルソ聯ト米英トノ對立

テ一リトヘラルド紙ニ依レバ

(1) ソ聯ハ自己ノ占領地ヲ戰場ト看做シ、該地域内ノ取得物ハ戰利品トシテ賠償中ニ含マセズト主張ス。

(2) 米英側ハ戰利品モ賠償中ニ含マスベシト主張ス。

(3) タイムズ紙所論

獨逸ノ生産力中歐洲經濟復興ニ最モ重要ナルモノハ悉ク獨逸ノ特殊機械供給ナルベシ。

(6) 聯合國ノ獨逸特許權處分(島本書記官電)

(イ) 伯林報道ニ依レバ米國側獨逸管理委員會ハ米軍占領地域所在ノ獨逸特許局ヲ接收セリ。

(四) ニウス・クロニクル紙ハ商工業關係ノ獨逸秘密特許ノ
價値ヲ數百萬磅ト評價セリ

(四) 賠償期間

(1) ツダム(獨逸)宣言

投資ノ撤去ハ即時開始シ二ケ年以内ニ完了ス。

但シソ聯邦ニ對スル西部地域ヨリノ追加賠償中代價ヲ伴フ

部分ハ五ケ年以内。

(2) タリミヤ會談秘密協定(ロイター電)

五ケ年以内

(3) エニノミストノ規則

二十年

(4) マンチエスタイ・ガチアンノ論評

施設ノ撤去ハ二ケ年以内ニ完了セラレベク、其レ以上ノ賠償ノ短期完了ハ現在ノ賠償ナル請求ヲ補フ處アルベシ。

(四) 賠償能力

(1) ヴアルガノ算定(一九四三、三一)

賠償トシテ徵收得ベキモノ
 (4) 國富四千億馬克中動産一千五百億馬克
 (5) 國民所得一千五百億馬克中戰費充當部分百五十億馬克
 (6) 其ノ他現物及勞力
 (7) フアイナシアル・タイムズ所論
 ラインランド・トシシヤ・東プロシヤヲ割讓シタリトセ
 バ如何ナル賠償能力ヲ有スベキヤ、更ニ空爆ニ因ル破壊ヲ
 考慮スレバ獨逸ノ賠償能力ノ評價ハ極メテ困難ナリ。

(一) ソ聯 (及英米國) 對 洪 牙 利、羅 馬 尼、芬 蘭 及 勃 牙 利 停 戰 協 定 中 經 濟 關 係 條 項 = 関 係 ル 調

(A) 洪 牙 利、羅 馬 尼、芬 蘭 及 勃 牙 利 ノ 賠 償 條 件 對 照 表

區 分	洪 牙 利	羅 馬 尼	芬 蘭	勃 牙 利
一 賠 償 原 因	ソ聯ノ軍事行動並ニソ聯ノ領土占領ニ依リ此等諸國家ニ加ヘタル損害	ソ聯ノ軍事行動並ニソ聯ノ領土占領ニ依リ此等諸國家ニ加ヘタル損害	ソ聯ノ軍事行動並ニソ聯ノ領土占領ニ依リ此等諸國家ニ加ヘタル損害	ソ聯ノ軍事行動並ニソ聯ノ領土占領ニ依リ此等諸國家ニ加ヘタル損害
二 賠 償 條 件	ソ聯ノ軍事行動並ニソ聯ノ領土占領ニ依リ此等諸國家ニ加ヘタル損害	ソ聯ノ軍事行動並ニソ聯ノ領土占領ニ依リ此等諸國家ニ加ヘタル損害	ソ聯ノ軍事行動並ニソ聯ノ領土占領ニ依リ此等諸國家ニ加ヘタル損害	ソ聯ノ軍事行動並ニソ聯ノ領土占領ニ依リ此等諸國家ニ加ヘタル損害
三 賠 償 方 法	ソ聯ノ軍事行動並ニソ聯ノ領土占領ニ依リ此等諸國家ニ加ヘタル損害	ソ聯ノ軍事行動並ニソ聯ノ領土占領ニ依リ此等諸國家ニ加ヘタル損害	ソ聯ノ軍事行動並ニソ聯ノ領土占領ニ依リ此等諸國家ニ加ヘタル損害	ソ聯ノ軍事行動並ニソ聯ノ領土占領ニ依リ此等諸國家ニ加ヘタル損害

(二) 賠償金額

<p>四他ノ聯合諸國ニ對スル賠償金額ハ右ニテモラ定ム</p>	<p>四他ノ聯合諸國ニ對スル賠償金額ハ右ニテモラ定ム</p>	<p>三億米弗 汎牙利カ意ニ聯合諸國ヲ相手トスル戰争ヨリ離脱セルニ止マラス、更ニ獨逸ニ對シ宣戰ヲ布告セルコトヲ考慮シ前託損害ノ全部ニ非アシテ其ノ一部タル三億米弗ニ止ム。</p>
<p>四他ノ聯合諸國ニ對スル賠償金額ハ但テ之ヲ定ム</p>	<p>四他ノ聯合諸國ニ對スル賠償金額ハ但テ之ヲ定ム</p>	<p>三億米弗 羅馬尼カ意ニ戰争ヨリ離脱セルニ止マラス、獨逸並ニ汎牙利トノ戰争ヲ遂行シツツアルコトヲ考慮シ前託損害ノ全部ニ非アシテ其ノ一部タル三億米弗ニ止ム。</p>
<p>四他ノ聯合諸國ニ對スル賠償金額ハ別ニ之ヲ定ム</p>	<p>四他ノ聯合諸國ニ對スル賠償金額ハ別ニ之ヲ定ム</p>	<p>三億米弗</p>
<p>賠償金ハ將來ニ於テ之ヲ定ムハキモトス。</p>		

(三) 支 期 拂	(四) 支 形 態
<p>六ヶ年賦拂 (自一九四五、一、二〇) 至一九五〇、一、二〇) 毎年五十萬円</p>	<p>現物ヲ以テ支拂フ (機軸、内河船船、殼 物、炭、蓄音) 尚、渡舟、利、行ヒタル 侵略ノ結果炭産地ヲ殼 リタルヲエリコソラ ヲヤ及ニ、コ、ノ、ス、ラ シ、イ、ア、ノ、銀、借、並 三、兵、ノ、住、民、撥、助、ニ、次 要ナル食糧品及其ノ 他ノ補給ヲ爲スベクニテ 以テ賠償ノ一部ト看做ス</p>
<p>六ヶ年賦拂 (自一九四四、九、一、二) 至一九五〇、九、一、二) 毎年五十萬円</p>	<p>現物ヲ以テ支拂フ (a) 石油製品一億五千円 (b) 穀物、炭、蓄音、亦、所 五千四百万円 (c) 航海及内河船船、各種 機軸、設備、鐵道設備 九千六百万円 計三億円 (内一千三百万円ハ現 存物資ナリ)</p>
<p>六ヶ年賦拂 毎年五十萬円</p>	<p>現物ヲ以テ支拂フ (a) 木、材、板、セ、ロ、コ、ノ、蓄 一億円 (b) 製材機軸、起重機、輸 送設備、鉄道材料、電氣 機軸、タ、ン、ク、工、作、機、機 等 一億円 (c) 新造船、ド、リ、ク、等 六千万円 (d) 現存船船一千五百万円 (e) 銅管、銅線二千五百万円 計三億円</p>

(五) 評 価 方 法	(四) 通 貨 價 値 計 算 基 準	(三) 現 物 價 格 計 價 方 法	(二) 分 配 額
	協定調印當日ノ金子 價ニ依ル米帛 即チ	一九三三年度價格ヲ以テ 工業設備ニ在リテハ一 五% 其ノ他商品ニ在リテ ハ一%ヲ附加セバ價格 トス	ソ聯ニ億米帛 十エツロ及 ユーゴ 一億米帛
	全上	一九三八年度ノ平均米 帛ニ依ル價格ヲ機械並 ニ	ソ聯ニ億米帛 ソ聯ニ億米帛
	全上	一五% 其ノ他ノ物資ニ 在リテハ一%ヲ附加 セバ價格トス	ソ聯ニ億米帛

停戰協定中經濟關係條項對照表

區分	分	決	羅	芬	勃
		元	馬	蘭	牙
		利	尼		利
<p>(一) 巨額費等ノ負擔</p> <p>(二) 聯合軍ノ必要ナル金額ヲ自國通貨ニテ提供ス</p> <p>自國內ニ在ル(聯合軍總司令部發行通貨ノ回收並ニ聯合軍總司令部ニ對スル其ノ無償讓渡)</p> <p>(三) 聯合軍ノ必要ナル場合企業又ハ原料物資ノ利用ヲ至極廣ク提供ス</p> <p>(四) 商船ハ領水内外ニ在ルヲ門ハ聯合軍共通ノ利益ニ使用スル爲其ノ裁制ニ服ス</p>	<p>第 十 一 條</p> <p>(附則)</p> <p>第 十 條</p> <p>(附則)</p> <p>無</p> <p>第 十 五 條</p> <p>(附則)</p>	<p>第 十 條</p>	<p>第 十 七 條</p>	<p>第 十 六 條</p>	<p>第 十 五 條 及 第 十 七 條</p>

(二) 賠償

(1) 對ソ損害賠償

(2) 對其ノ他联合国及其ノ国民損害賠償

賠償

(3) 領土内聯合諸国及公民ノ權益ヲ恢復シ返還ス

(三) 概入財産及船舶返還

(1) 戰時中ソ聯乃至聯合國ヨリ概入セル一切ノ財産ヲ原態ヲ保持シテ所定期限内ニ返還ス

(2) 聯合國ニ現ニ又ハ曾テ所屬セル船舶ハ現時所有者ノ如何ヲ問ハズ聯合軍共通ノ利益ニ使用セシムル爲メ引渡シベシ

爾後該船舶ヲ所屬國ニ返還ス

無

第十二條

第十一條

第十一條

第九條

リ

リ

リ

第十三條

第十三條

リ

第十條

第六條

第十二條

第十四條

第十一條

第九條

第九條

第十八條

第十四條

(四) 廠産處理

(3) 尚右聯合軍ハ、引渡シ終了迄
物の保存責任ヲ負担ス

(1) 領土内独逸又ハ独逸及其ノ隷屬
國軍用資材(含艦船)ヲ聯合軍
ニ引渡ス

(2) 独逸又ハ独逸兩國乃至其ノ占領
地内居住者ニ所屬スル一切ノ財
産(貨幣証券、通貨)ヲ聯合軍
ノ許可ナクシテ撤出又ハ收用ス
ルニトシテ許可セズ

聯合軍ノ定ムルトコロニ從ヒ此
等財産ヲ併償ス

第七條	第八條	リ
第七條	第八條	リ
第十五條	第十六條	無
第十二條	第十三條	無

各国ノ賠償履行状況

1) 洪牙利

(1) 對ソ賠償協定成立

ソ聯政府及洪牙利臨時国民政府ハ六月十五日、ブタペストニ於テ
洪牙利ノソ聯邦ニ與ヘタル損害（戰鬪行動並ニソ聯領土占領行
爲ニ依ル）ノ賠償現物支拂ニ關スル協定ノ調印ヲ行ヒタリ。
内容右ノ如シ

(a) 休戰協定後十二條ニ依リ約定セラレタル總額三億米弗ハ一九
四五年一月二十日ヨリ一九五一年一月二十日ニ到ル期間、毎
年均等額宛支拂ハル、内二億弗ハソ聯ニ、一億弗ハチエツコ
及ユーゴトニ對シ支拂ハレ、他ノ聯合國ハム支拂額ハ進メテ
決定セラレ。

(b) 支拂ニ供サルベキ物資ハ機軸、内河船舶、穀物及家畜等ヨリ、
(c) 支拂價格ハ一九三八年度ノ米弗價格ニ依リ決定ス。
工業諸施設ニマシテハ一五%、他ノ物資ニ於テハ一〇%ヲ加

ニ追加ス、

(四) 聯英牙利ニ信用恢復

倫敦情報ニ依レバン聯政府ハ洪牙利ニ対シ經濟復興資金トシテ
二月ニ若干額、四月ニ二億五千萬、バンゴリノクレヂツトヲ提供
セリ。高ブタペスト其ノ他ノ都市ノ産業、労働者用トシテ二萬
トノ食糧ヲ送付セリ。

(五) 羅馬尼

(一) 對ソ損害賠償協定成立

一九四四年十一月十二日附停戰協定第十一條ニ基リ對ソ損害賠償
ニ關スル協定ハ一月十五日ブカレスト市ニ於テ調印セラレタリ。
内容は如シ

(二) 停戰協定第十一條所定ノ三億米幣ノ損害賠償額ハ一九四四年

年九月十二日ヨリ一九五〇年九月十二日ニ至ル大々年間ニ
年五千萬米幣供給セリ。

(b) 三億米弗中石油製品一億五千萬米弗、穀物、炭畜及木材五十

四百萬米弗、遠洋及河川船舶、各種機械設備及鉄道設備九千

六百萬米弗（内一千三百萬米弗ハ現存物資）トス。

(c) 價格ハ一九三八年ノ平均米弗ニ依リ機械及鉄道設備ニ在リテ

ハ一五%莫ノ他ノ物資ニ在リテハ一〇%引上ケタル價格トス。

(d) 納入スベキ物資ノ詳細ナル品目及納入期限モ亦亦協定ニ依リ

決定セラレタリ。

(四) 羅馬尼亞政府が賠償ノ爲メ石油製品ヲ買上ケル場合ハ羅馬尼亞地方

特殊通関ヲ以テスルモ、産業時ニ石油産業ニ重税ノ追加賦課ス

ルコトニ依リ支拂金ノ調達可能ナリト観テラル。

(ハ) ラカレストニテ發行ノ芬蘭共産系新聞ハソ聯政府が大部分ノ羅

馬尼亞石油会社及重工業会社ノ株式ヲ入手シ、其ノ代金トシテソ

聯製財領ヲ與フルコトトナレル旨報セリ。

(ニ) 對ソ損害賠償履行狀況

(12) ソ聯財産ノ返還狀況

(I) 羅馬尼軍がウクライナ及モルダヴィヤ共和国領ヲ占領中ニ

搬出セル財産ニシテ本年三月十日ヨリ二十日ニ至ル期間ニ

羅馬尼ヨリ送出セルモノ左ノ如シ

(甲) キエフ市農具補給課宛

車輛十輛分

機械トラクタール配給所設備

九輛分

家具類

(乙) ウクライナ共和国人民委員部宛

五

良質金屬車輛

(丙) キシネフ市文書保管局宛

九輛分

國有支蓄及製本用ホルル函

(丁) モルダヴィヤ共和国人民委員會及交通人民委員部宛

九輛分

洋灰

二三輛分

郵道資材

(戊) 「選種子野菜」ソウイゴト事務所宛

二輛分

野菜、雜草、濃縮種子

(II) 右期間ニ羅馬尼各地点ヨリソ聯向發送ノ為轉送基地ニ羅馬尼各地点ヨリセラレタルモノノ左ノ如シ。

製藥 醫藥品 八輛分 物品製藥 畜輛分

機軸トラクター配給所設備 一四輛分 自動車部分品及有自動車ニ車輛分

各種技術建築材料 二四輛分 製革工場設備 種技術三車輛分

印刷設備 五輛分 オデッサ電車廠所屬電車八輛分

工業設備 一四輛分 其ノ他各種物品ニ車輛分

(III) 一九四五午三月一日ノ狀態ニ基ク停戰協定締結ノ時ヨリソ聯向發送ノ為羅馬尼各地点ヨリ輸送基地ニ發給セラレタル各種物資ノ左ノ如シ

ソ聯財産ヲ積載セル車輛ハ五千五百四十八輛ナリ

(IV) 搬入ソ聯企業ト認定セラレタルモノニシテ條件ノ内食糧品ニ車輛分

關係企業三七 塗膜加工大 木材加工五 織造方 建築材

料三、印刷所大 發賣所一、映画館一、八軒在判明シテ月

ヨリ撤収ヲ開始シソ聯向送還シツツアリ。

ソ聯向發送ノ為羅馬尼各地点ヨリセラレタルモノノ左ノ如シ。

船舶ノ對ソ引渡

船舶ノ對ソ引渡

政府ハ休戰條件ニ基キ最新型商船トランスシルヴァニア(六七ニ屯)及バツサラビヤノ二隻ヲ對ソ引渡ヲ決定ス。

(C) 物資及家畜ノ對ソ引渡

(I) 石油製品四萬四千八百二十九屯(一月十日迄)。

(II) 馬六千八百二十四頭、羊一萬七千五百三十八頭、駱駝二百九十二頭、其ノ他家畜七千八百三十六頭。

(III) 貨物ヲ満載セル貨車三十一輛(一月一日―七日)。

(IV) 一千五百屯ノ貨物ヲ積載セル輸送船二隻。

(d) ソ聯財産ノ積出

(3) 芬 蘭

(a) 對ソ損害賠償物資納入ニ關スル協定成立(ソウ放送一九二二ニ)

一九四四年九月十九日(對芬戰協定第十一條ニ基キ)損害賠償ニ

關スル兩國協定ハ十二月十七日ヘルシンキ市ニ於テ調印成立ス。

(a) 納入物資ノ品目及金額左ノ如シ。

(I) 製材機械、起重機、輸送設備、鐵道材料

電氣機械、タービン、工作機械等 一〇〇。百萬弗

船舶、船舶消防設備、トラック等 六〇

現存船舶 一五

銅管銅線 二五

木材製品 一〇

計 三〇〇

但シ初年度ニ於テハ木材製品ヲ多ク採給スルスルコトヲ認メ
ラル

(b) 芬蘭政府ハ十二月二十日戰爭賠償金三億弗ハ大ケ年賦毎年五
千萬弗宛物資ヲ以テ支給ス旨告知セリト傳ヘラル

(c) 對ソ損害賠償履行狀況

對ソ屈服後ノ完全ナルソ聯ノ衛星國ト化セル芬蘭ハ忠實ニ條件
ヲ履行シ居リ新環境ニ順応シツツアリ。重要條件ノ内完了セル

モノ左ノ如シ、

(a) ハツアモノ割讓

(b) ホルカラ半島ノ讓渡

(c) 海軍基地及商船隊ノ讓渡

(d) 海軍ノ平時編成ヘノ切替完了

(ハ)

休戦ニ依リ国民ニ課セラレタル負担状況

(a) 軍需生産停止及軍隊ノ動員解除ニ依リ失業労働者數ノ増加

(b) 賠償金三億米弗六ヶ年賦支拂ハ芬蘭ノ如キ小國ニハ非常負担

負担ニシテ五千萬米弗即二十九億芬馬克ハ戦前ノ国民所得ニ

百九十億芬馬克ノ九% (領土喪失ニ因リ此ノ場合ノ更ニ増加

マシシ)。一九三六年乃至一九三八年ノ平均輸出額八十二億

馬克ノ三。%ニ當ル (因ニヤング案ニ依リ独逸ノ負担率ハ

国民所得ノ五乃至六%ナリ)。

(c) 政府ハ今回大幅ノ増税ヲ決意シ所得税ヲ昨年度ニ比シ二。%

引上げ更ニ明年度ハ二五%方引上げト決定セリ。

(d) 然ルニ賠償物價ヲ現在ノ昂騰セル市場價值ヲ無視

四七

場ニテ授伏スルヲ余儀ナクセラシムル爲其際ニハ賠償金ハ九億
米弗ニ違スルモノト觀ラル。

二 物資及炭膏ノ對ソ引渡

12 炭膏ノ對ソ引渡

休戰條約第十四條ニ基キカレロフイン共和國ノ代表者ハ第一
回送還分ノ馬匹受取ノ爲ニベトロサウオドスクヨリエンソ
市ヘ向ヘリ。此等ノ馬匹ハ同共和國ノ林業人民委員部並ニ請

コルホースヘ讓渡サル議定ナリ。

13 船舶ノ對ソ引渡

政府ハ休戰條件ニ基キ領物船三十隻、大型碎氷船二隻、
及小型船多數ヲソ引渡スコトトセリ。

14 鐵道資材ノ對ソ引渡

休戰條件ニ基キ鐵道機關車百台、貨車千五百台、其ノ他鐵道
資材ヲソ引渡スコトトセリ。

高九月一日迄ニ出采合水、炭、煤、二十五百戸ヲモ對ソ引渡ノ議

定ト補セラル。

①ソ聯ハ賠償金ノ一部トシテ芬蘭ノ造船所ニ船舶ヲ築造セリ。

②兵力整理ヲ完了

政府ハ國軍ヲ三萬三千ノ平時兵力ニ縮少シ、民軍十萬ヲ維持ス

ベシトスル休戰條約ノ規定ヲ完全履行シタルニ依リ十一月一日國防

相少アルウエハ右ノ旨及枢軸管理委員會ニ正式通告セリ。

停戰條件ノ緩和

在芬蘭聯合管理委員會ハ独逸ニ對スル軍事行動ノ締結ニ伴フ一

般狀態ノ変化ニ鑑ミ停戰協定ニ依リ定メラレタル停戰條約ノ若

クテ緩和スルヲ至當ト認メ左ノ如キ措置ヲ講セリ。

①七月末同委員會ハ芬蘭艦隊ノ航行權制限撤廢及芬蘭飛行機

ノ國內飛行權^利限撤廢ヲ行ヒタリ。

②尚現在迄聯合軍(ソ聯軍)最高司令、許管下ニ在リシコトカ及

ヒトウルクノ諸飛行場ヲ芬蘭軍司令下ニ移スヲ至當

リ。

右ノ他芬蘭ニ在ル聯合國及中立國ノ代表者ニ平文電信郵便及
電話連絡ヲ許可セリ。

勃牙利

林戰協定支出額

藏相ステヤノフハ十一月二十八日左ノ如ク言明セリ。

(a) 林戰協定ノ結果今日迄ニ支出セル金額ハ三百五十萬レヴアニ達
ス。

(b) 今後ノ支拂ノ爲ニハ公債ノ發行ヲ必要トスベシ。

三 第一次大戦賠償問題ニ関スル資料

(一) 賠償問題一般

(A) 聯合國ハ如何ナル賠償要求ヲ提示スベキヤ。

(1) 賠償總額

(a) 賠償總額ハ本邦メ賠償能力ノ限度ニ於テ概ネ合理的ナル額ナルベシ。

(理由)

(a) 各國共前大戦ノ賠償問題處理ガ失敗ナリシコトヲ認メ居ルコト。從テ賠償要求ハ合理的基礎ニ基クモノナラザル限リ徵收不可能ナルコトヲ認メ居ルコト。

(b) 對日賠償問題ニ関シテ恐ラク指導的立場ニ在ル米國ノ對日ノ要求ノ根本ハ賠償ノ徹底徵收ニ在ラズシテ平和保障條件ノ確保ニ在ルコト。

(註) 「降伏後ノ日本ニ對スル米國ノ最良ノ政策トハ日本ノ非軍事化計畫ヲ妨害シ乃至ハ害スルガ如キ如何ナル賠

償ノ形式ヲ強要セラレザル旨規定ス。

(C) 損害ノ完全補償ヲ不可能ナルコトハ職者ノ常識ナルコト。

(D) 賠償總額ハ米弗表示ナルヤモ其ノ實体ハ現物賠償ナルヤモ。

(理由)

(a) ソ聯ノ對芬蘭、羅馬尼、洪牙利賠償要求額ハ米弗表示ハ現

物賠償ナルコト。

(b) 現物賠償ハ母アシモ通貨表示ヲ必要トセザルヤモボツダ

ム對日宣言ハ賠償産業ノ維持ヲ認メ居リ從ツテ年賦的賠償

支拂ヲ認メ居ルモノト解セラルトコロ斯ル場合ニハ總額

ノ通貨表示ヲ便宜トスヤキコト。

(註)

對獨ボツダム宣言ニ於テハ賠償現物ニ付テノミ規定シ其

ノ價值表示ニ付テハ明示セズ。

(ハ) 賠償現物ノ評價及其ノ為替換算率ニ關シテハ一定ノ標準ヲ以テ

定ムベシ。

(理由)

ソ聯、對芬蘭、羅馬尼、波牙利賠償要求ニ先例アリ。

(二) 賠償總額ノ表示ニ關シテハ場合ニ依リテハ年賦賠償分ニ付テ

ノミ貨幣價值ヲ以テ表示シ產業施設等既存國民財產ニ關シテ

ハ其ノ現物ノ指定ニ止ムル可能性アリ。

(理由)

(a) 既存ノ現物ニ關シテ通領表示ヲ為スコトハ現物賠償ニ於

テハ無意味ナルコト

(b) 總額ヲ貨幣價值ヲ以テ表示シ其ノ一部ヲ既存現物ヲ以テ徵

收スルトキハ、徵收スベキ既存現物ノ數量又ハ其ノ評價基

礎ノ變動ト共ニ國民所得ヲ以テ賠償スベキ年賦賠償部分ニ

對シテ若シク變動ヲ生ジ得バク從テ不必要ナル紛争ノ原因

ヲ生ジ得バキコト

(c) 芬蘭、羅馬尼、波牙利ノ對ソ賠償ハ貨幣價值表示ナルモ

其ノ中既存現物ヲ以テ賠償スベキ部分ハ比較的小ナルニ及

シ、專ラ既存現物ヲ以テ賠償セシムルモノト推測セラルル
對独賠償ニ於テハ貨幣價值ニ依ル表示ヲ爲サザルコト（但
シクリミヤ會談秘密決定トシテ通貨價值表示ノ賠償總額ニ
關スル情報アリ）。

(ホ) 國民所得ヲ以テ賠償スベキ年賦總額ハ戰前國民所得ノ一〇%前
後ナルベシ。

(理由)

- (a) 芬蘭ノ對ソ年賦賠償額ハ戰前國民所得ノ約一〇%ナルコト
- (b) 英吉利ノ對ソ年賦賠償額ハ戰前國民所得ノ約四%ナルコト
- (c) ヤング案ニ依ル独逸ノ負担率ハ國民所得ノ約五乃至六%ナ
ルコト。

(d) 日本ノ一人當國民所得ハ戰前ニ於テ概テ芬蘭ノ四五%、英
吉利ノ四四%、一九二九年、三〇年ノ独逸國民一人當國民
所得ノ僅ニ二〇%ニ過ヤザラ以テ、本邦ノ年賦賠償能力
ハ此等三國ノ遙カ以下ニ在ルコトハ明ナルコト（ホツカム

對独宣言ハ獨逸ニ對シ英ノ西國ヲ除キ凡テノ歐洲各國ニ於ケル生治標準ノ平均ヲ超エザル生治水準ノ維持ヲ許容シ居ルモ此ノ標準ハ戰前ニ於ケル本邦生治標準ノ逸カ上位ニ在リ

(2) 從テ戰敗國民懲罰ニ關スル辭合國刺感情ニ若干ノ影響力ヲ有スルトスルモ前大戰後ニ於ケル誤認ノ線区ヲ避ケントスル一般的ナル合理的傾向ニ徴スルニ芬蘭ノ年賦負擔率以上ノモノヲ諷刺ズルモ要ナカルベシ。

〔註〕

賠償總額ヲ確定セズ繁榮指數等ヲ同ヒテ可能ナル限りノ賠償給付ヲ徴收スル方法モ考ヘラルベシ。但シ此ノ方法ハ第一次大戰ニ於ケル賠償方法ナルヲ以テ莫ノ實行ノ公算ニ付テハ若干ノ疑問アリ。

(2) 賠償形態

(1) 賠償ハ現物賠償ヲ要求セラルルベシ。

(理由)

(a) ポツタム對日共同宣言

(b) ポツタム對獨宣言

(c) 联合国ノ對芬、羅、法賠償要求條件

(d) 前大戦後ニ於ケル失敗ノ經驗ニ鑑ミ現物賠償ヲ有利トスル

一般論調

(四) 賠償トモテ引渡ヲ要求セラルバキ現物ハ左ノ如クナルベシ。

(a) 在外資産

(b) 國內産業施設中戦後ノ本邦平時經濟ニ不要ナルモノ

(c) 國民所得中受領國ノ復興及國民救済ノ用ニ使シ得バキモノ

(d) 日本銀行保有金

(理由)

(i) ポツタム對獨宣言ハ在外資産、平時經濟ニ不要ナル國內

産業施設ノ撤去、独逸領内ニ於テ押收シタル金ヲ以テ賠

償ニ充當スルヲ以テ原則トスルコト

(正) ポツダム對日共同宣言ハ正當ナル賠償ヲ支拂フニ由リ
ル産業ノ維持ヲ認メ居ルヲ以テ國民所得中ヨリノ賠償徵
收ヲ豫定シ居ルモノト解セラレコト

(四) 日本銀行保有金ニ関シテ疑問アルモ本土駐屯並ニ産業及
貿易ノ規制方針ニ徴スレバ日本銀行保有金ノ徵收ニ至ル
ベキ公算大ナルコト

(ハ) 本土内所在事業施設ノ引渡ヲ賠償トシテ要求セラレル公算中
ズシモ大ナラスト認ム。

(理由)

(a) 賠償施設ヲ其ノ係存置スルハ對独攻策ニ依リ迅速ノ賠償金
支拂ヲ可能ナラシメタル前大戦後ノ狀態ト同様ニシテ今日
ノ一般樂談ノ傾向トハ背馳スルコト

(b) 此ノ方法ニ依ル賠償ニ依リ得ル所ナル米國一國ニシテ他
ノ諸國ハ何等ノ利益ヲ得ルモノニ非ラズ

(c) 此ノ方法ニ依ルトキハ當該事業ノ經營管理ガ全面的ニ受領

國ノ責任ニ歸屬スルヲ從テ本邦トノ間ニ於ケル紛争ノ原因
ヲ增加スベキコト

(d) 但シテ如キ事情アルヲ以テ公算ナシト云フヲ得ス

(I) 本邦ノ賠償能力ノ貧弱ナルコトヲ理由トシテ公算事業手

ノ没收ヲ主張スル論ナキニ非ザルコト

(II) 此ノ方法ハ米國ノ對外投資要求ト合致スル点多キコト

(四) 我方ノ敵産處理及外債處理ニ因ル對日投資(事業投資

並ニ外債債)ノ損失ニ對スル損害補償又ハ原狀回復要求

發生スベキコト

(二) 賠償力ノ微用ニ依ル賠償充當ヲ要求スル公算ハ小ナルベシ

(理由)

(a) 労働力ノ微用ハ受領國ノ失業問題ニ影響スルトコト大ニシ

テ戰後復員期間ニ於テハ受領國經濟ニ悪影響ヲ及ボスベキ

コト

(b) ボツダム對独宣言ニ於テハ労働力ノ微用ヲ規定セザルコト

(3) 賠償支拂期間

(1) 賠償カラ要求スベキ額アリトセハ恐ラクソソ聯ナルベキトコ
ロソ聯ハ我國ニ對シ賠償要求ヲ為シ得ル理由多シキコト

(2) 既存物資ノ撤去ハ三ヶ年程度

(理由)

ボツダム對独宣言ハ原則トシテニヶ年以内ナリ

(3) 年賦賠償ハ五年乃至六年程度

(理由)

(a) 賠償期間ヲ可及的ニ短期ナラシムルコトハ一般的希望ナル
コト

(b) 賠償現物ニ對スル要求ハ戰後復興期ニ於テ特ニ緊切ニシテ
回復後ニ於テハ概本當該國ハ産業振興ニ對シテ有害ナル影
響ヲ與フルモノナルカ、戰後復興期間ハ概本五、六年ト概
定セラレ居ルコト

(c) 芬蘭、羅馬尼亞、波牙利ノ對シ賠償支拂期間ハ六年ト

(B) 我方ハ賠償問題ニ對シ如何ナル態度ヲ執ルベキヤ

(1) 賠償總額

(a) 賠償總額ヲ本邦ノ賠償能力ノ範圍内ニ止マル為ニ當初ヨリ合理的ナル要求ヲ為スコト

(理由)

(a) 履行不可能ナル要求ノ受諾ハ情ヲ國際ニ失ヒ無用ナル紛争ヲ招クノミナルコト

(b) 賠償總額ヲ賠償能力ノ範圍ニ限定スルコトハ第一次大戰平和條約ニ於テモ原則的ニ承認セラレ居ルノミナラズ、右ハ現在ニ於ケル聯合國ノ一般的傾向ナルコト

(c) 國及財産ヨリノ賠償ト國民所得ヨリノ賠償トハ明確ニ區分スルコト

(理由)

賠償能力ニ應ズル心理的ナル賠償額ノ決定ノ為ニハ西諸國ノ區分半要ナルコト

(ハ) 年賦賠償能力ノ決定ニ當リテハ資源地帯ノ喪失、外國貿易ノ制限、空襲ニ因ル生産力破壊ノ事實ヲ充分ニ考慮スルコト

(ニ) 年賦賠償額ハ最も合理的ニ決定セラレタル國民所得ニ對シ最
高限度五%以下ナラシムベク努力スルコト。(今後一二年ニ於
ケル年賦賠償能力ハ皆無ナルコト及外資導入等ニ依リ漸次増
加シ得ベキコトヲ證明スルコト)

(理由)

(a) 國民所得ノ大部分ハ生活維持ノ爲ニ消費セラルル要アルコ
ト

(b) 斯クシテ維持セラルベキ生活水準ハ歐洲ニ於ケル平均的水
準ノ遙カ以下ナルコト

(c) 生活水準ノ一層ノ抑壓ハボツダム對日共同宣言ノ闡明セル
民主主義化ヲ阻害スベキコト

(d) 對日賠償問題ニ於テ指導的立場ヲ有スルモノト推測セラレ
ル米國ハ年賦賠償額其ノモノノ多寡ニ重大ナル關心ヲ有セ

ナルベキヲ以テ之ヲ利用シ得ヤキコト

(註)

第一次大戦ニ於テハ戰敗國ノ租税負担ハ戰勝國ノ租税負担ヨリモ輕微ナルベカラズトノ原則支配シタルモ、今次大戦ニ於テハ對独ボツダム宣言ニ於テ独逸ノ生活水準ハ英ソヲ除リ歐洲ノ平均生活水準ヲ超ユベカラザルコトヲ規定ス。

(2) 賠償形態

(1) 出来得ル限り産業施設ノ撤去ニ依リ賠償充當ヲ當該産業施設

ニ依ル年生産物ニ依ル賠償充當ニ代ヘシムルコト

(理由)

(a) 産業施設ノ撤去ハ生産力ノ減少從テ在庫量ノ減少ヲ齎ラス

コト

(b) 賠償産業ノ維持ハ當該産業維持ノ爲メ原料資材ノ輸入又ハ

設備資金及資材輸入ノ道ヲ開ク可能ニシテ

(c) 賠償産業ノ維持ハ賠償支拂完了後ニ於ケル生活水準ノ向上、輸出市場ノ開拓、輸入資源ノ接近ヲ容場ナラシムルコト

(d) 联合国側要求ノ如何ニ依リテハ産業施設ノ撤去ニ代ヘテ當該産業施設ヲ存置、從度領國ニ引渡スモノトスルコト

(理由)

(a) 生産力維持ノ見地ヨリスレバ施設ノ撤去ヨリモ存置ヲ有利トスルコト

(b) 此ノ場合賠償負担ハ對外債務負担ノ形ニ変更セラレ現在ノ負担ヲ後年ニ延長スルノ利アルコト

(c) 但シ之ニ依リ外國勢力ニ依ル本邦經濟支配ノ結果ヲ誘致スルハ免レザルヤシ

(ハ) 在外資産ハ概シテ賠償ニ充當セラルベキモ在外資金時ニ賠償要求國以外ニ所在スル資金ハ之ガ保有ヲ要求スルコト

(ニ) 特許權ニ關シテハ産業施設ニ於ケルト同様ノ考慮ヲスルコト

(3) 賠償支拂期間

軍賦賠償期間ハ停戦時ヲ起算點トシテ概木五六キトスルコト

(理由)

小賠償總額ハ出未得ル限り合理的水準ニ於テ迅速ニ決定スルノ

要アルコト

小賠償總額ハ明確ニ之ヲ確定シ置キ要アルコト

小賠償支拂期間ハ短期間ナルヲ可トスルコト

(4) 賠償金評價方法

小通債價置ハ米帛表示トスルコト

小現物價格ノ評價ハ一九三八年ノ價格ヲ基準トシ之ニ米國ノ價

格騰貴率ニ依ル割増ヲ附加スルコト

(理由)

評價方法ノ不定又ハ変動可能性ハ旋ラナル紛争惹起ノ原因

トナルコト

(C) 賠償原因

(1) 政府ノ受ケタル損害

(a) 陸海空軍ノ受ケタル物的損害

(b) 其ノ他政府ノ受ケタル物的損害

(c) 戦争ニ因リ必要トナリタル人件費(軍人給與ヲ含ム)及物件費中消耗額

(2) 国民ノ受ケタル損害

(a) 国民ノ受ケタル人的損害

(b) 戦争ノ行爲ニ因リ联合国普通人民ノ傷害

又ハ死亡、為該負傷者及生存被扶養者ノ受

ケル損害

(c) 本邦ノ殘忍、兇暴又ハ虐待行爲ノ犠牲ト

爲リタル联合国普通人民及其ノ生存被扶

養者ノ損害

(d) 本邦が自國領土、右領地又ハ侵込地ニ於テ行

联合国ノ要求(我方ノ受諾
スベキモノ)
又ヤキモノ)

ヒタル健康、活動力又ハ名譽ヲ害スル一切ノ行為、犠牲トナリタル联合国普通人民及

其ノ生存被扶養者ノ損害

(ハ) 本邦ノ俘虜ニ対スル各種ノ虐待ニ基ク損害

(ニ) 傷痍ヲ受ケ疾病ニ罹リ又ハ不具瘵疾トナリテ戦争ノ犠牲ト為リタル陸海空軍軍人及其

ノ被扶養者ニ対スル一切ノ恩給金及恩給金

ノ性質ヲ有スル一切ノ補償金

(ハ) 俘虜並其ノ家族及被扶養者ニ対スル扶助費

(ニ) 動員セラレタル者又ハ軍務ニ服シタル者ノ家族及被扶養者ニ対スル給與額

(ハ) 本邦が正當ノ報酬ナクシテ勞務ヲ強制シタル為联合国普通人民ノ受ケタル損害

(ニ) 國民ノ受ケタル物的損害

聯合國國民ニ屬スル一切ノ財産ニシテ其ノ所

在地ノ如何ヲ問ハズ搬出、差押、毀損又ハ破壊

セラレタルモノニ關スル損害並ニ敵對行為又

ハ軍事行動ノ直接ノ結果タル損害

(a) 聯合國領域内

(a) 本邦ノ軍事行動等ニ因ルモノ

(b) 聯合國ノ軍事行動等ニ因ルモノ

(b) 本邦占領地域

(a) 本邦ノ軍事行動等ニ因ルモノ

(b) 聯合國ノ軍事行動等ニ因ルモノ

(c) 本邦喪失地域

(a) 本邦ノ軍事行動等ニ因ルモノ

(b) 聯合國ノ軍事行動等ニ因ルモノ

(d) 本土

(a) 本邦ノ軍事行動等ニ因ルモノ

(b) 聯合國ノ軍事行動等ニ因ルモノ

(1) 國民ノ受ケタル金融的損失

本邦が聯合國普通人民ニ課シタル賦金、罰金
其ノ他之ニ類スル強制徵收ノ形式ニ依ル損害

(2) 軍票發行額

(3) 占領地ノ軍費又ハ國費分擔金

(4) 占領地中央銀行ヨリノ借入金

(5) 清算勘定尻

(6) 外國勞働者賃金未拂額

(7) 外債償及敵産處理ニ因ル損失

(8) 圓系通貨處理ニ因ル損失

(説明)

(1) 賠償ノ原則ハ政府及國民ノ受ケタル一切ノ損害ヲ包含ス

ヤキモ現狀ニハ賠償能力ヲ勘案シテ國民ノ受ケタル損

害ニ限ルコトトナルベシ

但シ賠償要求ヲ合理的ニ算定セラレタル賠償能力ノ範圍ニ
止ムルコトトナル場合若ハ賠償能力過少ノ場合ニ於テハ賠
償原因ハ賠償額ノ聯合國內分配ノ基準タルヤク、從テ政府
ノ受ケタル損害モ算入セラレルコトトナルヤシ、

(註一)第一次大戦平和條約ハ独逸ノ演説ガ全損害ヲ償フニ足
ラザルコトヲ認メタルニ普通人民及兵ノ財産ニ對シテ
加ヘラレタル一切ノ損害賠償ヲ規定ス。

(註二)聯合國賠償委員會米國代表ポーレーハ賠償額分配ノ基
準トシテ戰勝ニ對スル寄與及損害ノ多寡ヲ擧ゲ居レリ。
(註三)ソ聯ノ對芬蘭、羅馬尼、洪牙利、勃牙利賠償要求ニ於
テハ賠償原因ヲ特ニ限定セズ。

(註四)ポツダム對独宣言及ポツダム對日共同宣言ニ於テモ賠
償原因ハ政府及國民ヲ含ムモノト解セラル。
以テ方ノ度諾スベキ賠償原因ノ擇定ニ當リテハ可及的ニ双
方ノ軍事行動ニ因リ軍事要員ノ影リタル損害ヲ除ク建前
六九

ヲ採ルノ要アリ

(註) 第一次大戦平和條約ニ於テ前記 (2)、(3)、(4) 及び (5)

ヲ普通人民ノ受ケタル損害トシテ掲記シ居ルハ不和

ナル前例ナリ。

(3) 本邦側ノ行為ニ因ル聯合國側普通人民ノ蒙リタル損害ニ

關シテハ其ノ事實ノ存否及程度ニ關シテ爭ヲ余地アルベシ

(4) 普通人民ノ蒙リタル物的損害中聯合國側軍事行動等ニ因

ルモノハ之ヲ除外スル要アリ。

(5) 外債債及敵産處理ニ因ル損失ノ主張ニ對シテハ我方ノ公

正ナル指置ヲ実証スベキモノトス。

(6) 國系通貨處理ニ因ル損失ハ其ノ原因が聯合國側ニ在ルコ

トヲ主張スル要アリ。

(註) マファイ及支那ニ關シテ回收國系通貨ノ補償ヲ要求ス

ベシトノ情報アリ。

(註) 本邦側原因ニ基ク通貨流通ハ本邦側ノ各地發券銀行

セド

ニ對スル債務トシテ表示セラレアリ。之ヲ起ユル流
通ハ當該地域經濟循環上ノ必要ニ基クモノナルコト
ヲ主張スル要アルマシ。

(D) 賠償ノ對象ト爲リ得ベキ物件

(1) 國民財産

(2) 在外資産

(a) 國有財産

(b) 本邦人所有資金

(c) 本邦人所有證券及其他投資及貸付金

(d) 本邦人所有事業

(e) 本邦特許権

(f) 本邦人消費財産

(四) 旧支配地域所在資産

(a) 國有財産

(I) 統治行政施設

(II) 地建物、道路、橋梁、測量、備忘等

(III) 山林、農場等

(IV) 生産施設

賠償請求スル方	南方		支那	滿洲	台湾	樺太 千島 嶺南	沖繩	朝鮮	賠償請求スル國ニ所在スルモノ	賠償請求スル國ニ所在スルモノ	賠償請求スル國ニ所在スルモノ
	(A)	(B)									
(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(B)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(B)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(B)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(A)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(B)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

七二

(IV) 運輸通信施設

(V) 文化施設

(學校、病院、圖書館等)

(VI) 文化財

(美術品、記念品等)

(b) 國策事業施設

(I) 運輸通信事業

(II) 電氣事業

(III) 金屬工業

(IV) 鑛山事業

(V) 其他

(c) 民間事業施設

(I) 電氣瓦斯事業

(II) 鑛山事業

(III) 纖維工業

(a) 製糖業
 (b) 農林水産業
 (c) 倉庫業
 (d) 金融業
 (e) 其他投資及債權
 (f) 國策會社
 (g) 民間會社
 (h) 個人
 (i) 本邦人所有財產
 (j) 個人消費財產
 (k) 漁業其他列權

(ハ) 本土内ニ在ル資産

(イ) 金

(ロ) 軍需産業、重工業具ノ

他ノ工業施設ニシテ

聯合國が戦後ノ平時

経済維持ニ不用ト認

ムルモノ

(ニ) 金屬製煉等及材料

品製造等

物 業

(ホ) 兵ノ他ノ金屬工業

(ヘ) 原動機類製造業

(ニ) 電気機械器具製造業

(ハ) 電線及電纜製造業

聯合國ノ要求スベキモノ

我方ノ履諾スベキモノ

- (外) 電池製造業
- (名) 工作機械器具製造業
- (比) 採鑛採鑛及精煉機械
- (子) 化学工業用機械器具類製造業
- (其) 他、製造加工用機械器具類製造業
- (比) 鐵道車輛製造業
- (自) 自動車製造業
- (航) 船舶製造業
- (航) 航空機及航空機部分品製造業
- (銃) 銃砲彈丸兵器類製造業
- (其) 他ノ機械器具工業
- (工) 工業藥品製造業
- (器) 其他物製造業
- (其) 他ノ工業

- (v) 其ノ他ノ工業
- (iv) 鑛山業
- (3) 聯合國が支那及南方地域復興ニ主要ト認ムル産業施設
- (a) 紡織工業
- (b) 食品工業
- (c) 其ノ他工業
- (d) 運輸業
- (e) 通信業
- (4) 本邦ノ經濟活動ヲ統制管理スルニ有效ナル事業
- (a) 鉄道軌道業
- (b) 自動車運輸業
- (c) 航空運輸業